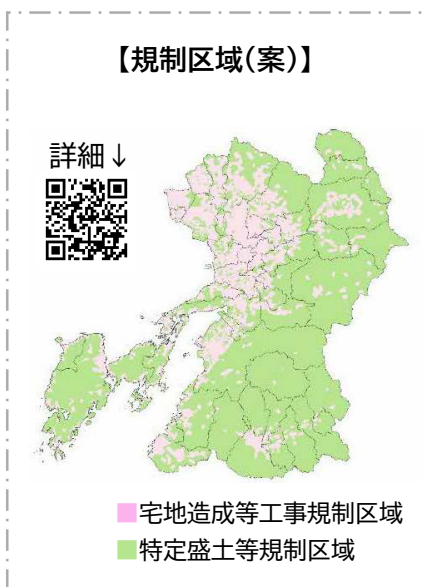


『盛土規制法』に基づく
手続きの要否をご確認ください！

本県では、**令和7年4月1日**に、盛土規制法に基づく規制区域を指定し、同法の運用を開始する予定です。

Q. 規制区域の範囲は？

A. 原則県全域を規制区域に指定します。



運用開始以降、規制区域は県ホームページ、地域振興局、市町村窓口で確認できます。

Q. どのような手続きが必要？

A. 許可・届出の手続きが必要です。

令和7年4月1日(予定)以降に、一定規模以上の盛土・切土や土砂の仮置きをする場合は、事前に許可・届出の手続きが必要です。

許可・届出期限：

(許可) 工事着手前までに許可を受ける必要があります。

(届出) 工事着手 30 日前までに届出をする必要があります。

Q. 手続きの対象となる行為は？

A. 盛土・切土行為や土砂の仮置き、土捨て行為等が対象です。住宅や駐車場等を建設するための盛土・切土、太陽光発電設備を設置するための盛土・切土などの工事は、一定規模以上の場合、許可・届出が必要となります。

【許可・届出が必要となる行為(事例)】

造成工事

宅地や駐車場、資材置き場等のための盛土・切土



土砂の採取

山から土砂を切り出す行為



土砂ストックヤードへの搬入

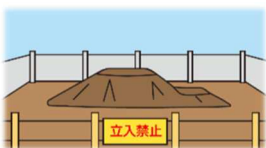
土砂を搬入し仮置く行為



残土処分場

残土処分場に搬入し土砂を処分する行為

工事業者に土地を貸して土砂を受け入れたい



土地所有者

- ✓ 手続の要否の確認
- ✓ 盛土等の状態の定期的な確認が重要です

※道路や河川等の区域内における工事は、規制の対象外です。

※敷地の整地、建築基礎工事に伴う掘削や埋戻し、運用開始前までに盛土等の工事が完了する場合等は、手続き不要です。

Q. 土地所有者が注意すべきことは？

A. 盛土等が危険な状態である場合、施工者だけでなく、土地所有者等にも責任が及ぶ可能性がありますので、土地を貸し、他人が盛土・切土や土砂の仮置きを行う場合も、土地の安全管理に努めてください。

※土地の所有者等：土地の所有者、管理者、占有者を指します。

Q. 現在着手している工事の手続きは？

A. 運用開始日から、21 日以内に「届出」が必要です。

運用開始前に造成工事に着手し、運用開始以降も継続して行う盛土・切土工事や土砂の仮置きは、届出が必要となります。

現在、盛土・切土を伴う工事や、残土処分場・土砂ストックヤード等の運営を行っている方、これから工事に着手しようとしている方は、ご相談ください。

届出期限：令和7年4月1日(予定)から令和7年4月22日(予定)まで

届出先：熊本県建築課に直接提出してください。

【お問い合わせ】

〇〇課

TEL

県建築課

TEL 096-333-2542

県ホームページ

